

日立市市民広場等の設置及び管理条例等の一部を改正する
条例の制定について

日立市市民広場等の設置及び管理条例等の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

公共施設の使用時間等の見直しに伴い、本条例を制定するものであります。

日立市市民広場等の設置及び管理条例等の一部を改正する
条例

(日立市市民広場等の設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 日立市市民広場等の設置及び管理条例（昭和 3 9 年条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

専用使用（全 面）	早朝		2 , 2 0 0	3 , 3 0 0
		小・中学生	1 , 1 0 0	1 , 6 5 0
	1 回		2 , 0 5 0	3 , 0 8 0
		小・中学生	1 , 0 3 0	1 , 5 4 0
専用使用（2 分の 1 面）	早朝		1 , 1 0 0	1 , 6 5 0
		小・中学生	5 5 0	8 3 0
	1 回		1 , 0 3 0	1 , 5 4 0
		小・中学生	5 2 0	7 7 0

を

」

「

専用使用（全 面）	1 回		2 , 0 5 0	3 , 0 8 0
		小・中学生	1 , 0 3 0	1 , 5 4 0
専用使用（2 分の 1 面）	1 回		1 , 0 3 0	1 , 5 4 0
		小・中学生	5 2 0	7 7 0

に

」

改め、同表備考 1 中「早朝 午前 6 時から午後 9 時まで」を削り、同表備考 6 中「午前 6 時から午後 5 時まで」を「午前 9 時から午後 5 時まで」に改める。

（日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 2 条 日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 項の表中

「

専用使用	早朝		1 2 , 5 7 0	
		小・中学生	6 , 2 9 0	
	1 回		6 , 2 9 0	
		小・中学生	3 , 1 5 0	
個人使用	早朝		3 1 0	
		小・中学生	1 6 0	
	1 日		6 3 0	
		小・中学生	3 2 0	
	回数券（5 枚）	早朝		1 , 2 4 0
			小・中学生	6 2 0
		1 日		2 , 5 2 0
			小・中学生	1 , 2 6 0

を

」

「

専用使用	1 回		6 , 2 9 0
		小・中学生	3 , 1 5 0
個人使用	1 日		6 3 0
		小・中学生	3 2 0
	回数券（5 枚）	1 日	2 , 5 2 0
		小・中学生	1 , 2 6 0

に

」

改め、別表第 6 項の表中

「

専用使用（全 面）	早朝		2 , 2 0 0	3 , 3 0 0
		小・中学生	1 , 1 0 0	1 , 6 5 0
	1 回		2 , 0 5 0	3 , 0 8 0
		小・中学生	1 , 0 3 0	1 , 5 4 0
専用使用（2 分の 1 面）	早朝		1 , 1 0 0	1 , 6 5 0
		小・中学生	5 5 0	8 3 0
	1 回		1 , 0 3 0	1 , 5 4 0
		小・中学生	5 1 0	7 7 0
専用使用（4 分の 1 面）	早朝		5 5 0	8 3 0
		小・中学生	2 8 0	4 1 0
	1 回		5 1 0	7 7 0
		小・中学生	2 6 0	3 9 0

を

」

「

専用使用（全 面）	1 回		2 , 0 5 0	3 , 0 8 0
		小・中学生	1 , 0 3 0	1 , 5 4 0
専用使用（2 分の1面）	1 回		1 , 0 3 0	1 , 5 4 0
		小・中学生	5 1 0	7 7 0
専用使用（4 分の1面）	1 回		5 1 0	7 7 0
		小・中学生	2 6 0	3 9 0

に

」

改め、別表第7項の表中

「

専用使用（全 面）	早朝		3 , 2 6 0	4 , 8 9 0
		小・中学生	1 , 6 3 0	2 , 4 5 0
	1 回		3 , 0 6 0	4 , 5 9 0
		小・中学生	1 , 5 3 0	2 , 3 0 0
専用使用（2 分の1面）	早朝		1 , 6 3 0	2 , 4 5 0
		小・中学生	8 2 0	1 , 2 2 0
	1 回		1 , 5 3 0	2 , 3 0 0
		小・中学生	7 7 0	1 , 1 5 0

を

」

「

専用使用（全 面）	1 回		3 , 0 6 0	4 , 5 9 0
		小・中学生	1 , 5 3 0	2 , 3 0 0

に

専用使用（2 分の1面）	1回		1， 5 3 0	2， 3 0 0
		小・中学生	7 7 0	1， 1 5 0

」

改め、別表備考1中「ターゲットバードゴルフコースの個人使用にあつては、午前9時から日没まで」を「諏訪スポーツ広場のターゲットバードゴルフコースの個人使用にあつては、午前9時から日没まで。河原子北浜スポーツ広場のターゲットバードゴルフコースの個人使用にあつては、午前9時から午後5時まで」に改め、同表備考8中「及び中里スポーツ広場」を「、河原子北浜スポーツ広場、中里スポーツ広場及び会瀬スポーツ広場」に改め、同表備考9中「ターゲットバードゴルフコースの会員使用の使用時間は」を「諏訪スポーツ広場のターゲットバードゴルフコースの会員使用の使用時間は、午前9時から日没までとし、河原子北浜スポーツ広場のターゲットバードゴルフコースの会員使用の使用時間は」に改める。

（日立市十王総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 日立市十王総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区分	開館時間	休館日
保健プラザ	午前8時30分から	(1) 月曜日

いきいき健康プラザ		午後 5 時 1 5 分まで	(2) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで
多目的ホール		午前 9 時から午後 1 0 時まで	
福祉プラザ	調理実習室	午前 9 時から午後 5 時まで（ゲートボー ル場については、6 月から 9 月までの期 間に限り、午前 6 時 から午後 5 時まで）	
	ゲートボール 場		
	風呂・大広 間・トレーニ ングルーム		

備考 月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下この表において「祝日」という。）に当たる場合は、当該日を開館日とし、その日後においてその日に最も近い祝日でない日を休館日とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 次の市民広場及びスポーツ広場について、早朝（午前6時から午前9時まで）の使用時間を短縮することに伴い、当該施設の使用料の区分から早朝を削ることとした。

- (1) 市民広場

日立市滑川市民広場

- (2) スポーツ広場

ア 日立市河原子北浜スポーツ広場

イ 日立市中里スポーツ広場

ウ 日立市会瀬スポーツ広場

- 2 日立市十王総合健康福祉センターの休館日を次のとおり見直すこととした。

区分		休館日	
		改正前	改正後
保健プラザ		12月29日から翌年1月3日まで	(1) 月曜日
いきいき健康プラザ			(2) 12月29日から翌年1月3日まで
多目的ホール			
福祉 プラザ	調理実習室		※ 月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、当該月曜日以降で最も近い休日でない日
	ゲートボール場		
	風呂・大広間・トレーニングルーム	(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで	